



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
令和元年10月1日

担当

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課長 戸高 正博
主任監察監督官 佐藤 浩一
電話 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者各位

79 企業に対し、合計 3 億 2,100 万円の支払を指導

～ 監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成 30 年度）～

北海道労働局（局長 福士 亘）は、このたび、平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）に時間外労働などに対する割増賃金を支払っていない企業に対して、労働基準法違反では正指導した結果を取りまとめましたので公表します。

平成30年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント（詳細 別紙）

監督指導の結果、労働者に支払われた金額が1企業で100万円以上となった事案を取りまとめたもの

- | | | |
|-----------------|-----------------------------|--------------|
| 1 是正企業数 | 79企業 | （前年度比 3企業の減） |
| | うち1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、4企業 | （前年度比3企業の減） |
| 2 支払われた割増賃金合計額 | 3億2,100万円 | （同 68万円の減） |
| 3 対象労働者数 | 2,603人 | （同 573人の増） |
| 4 支払われた割増賃金の平均額 | 1企業当たり406万円 | 労働者1人当たり12万円 |

5 賃金不払残業の解消のための取組事例

労働基準監督署・支署の指導により、企業では、労働者が自己申告した時間外労働時間やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか確認するなど、賃金不払残業の解消のためにさまざまな取組が行われています。（別紙 3 賃金不払残業の解消のための取組事例 参照）

6 今後の取組

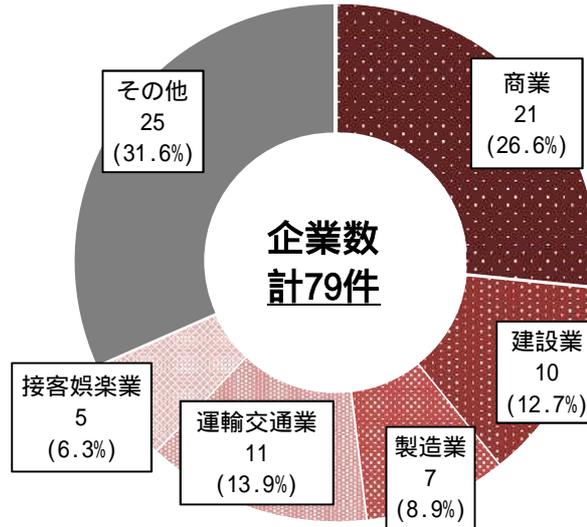
北海道労働局では引き続き、賃金不払残業の解消に向けた取組を行っていきます。

1 100万円以上の割増賃金の遡及支払状況（平成30年度分）

業種別の企業数（単位：件）

1企業当たりの支払われた割増賃金額の平均額

406万円



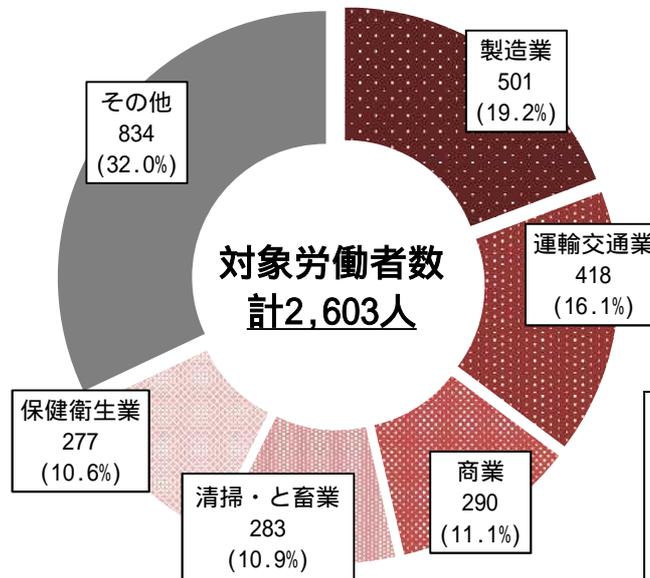
() その他の内訳

清掃・と畜業	4	(5.1%)
教育・研究	3	(3.8%)
保健衛生業	3	(3.8%)
その他の事業	9	(11.4%)

業種別の対象労働者数（単位：人）

労働者1人当たりの支払われた割増賃金額の平均額

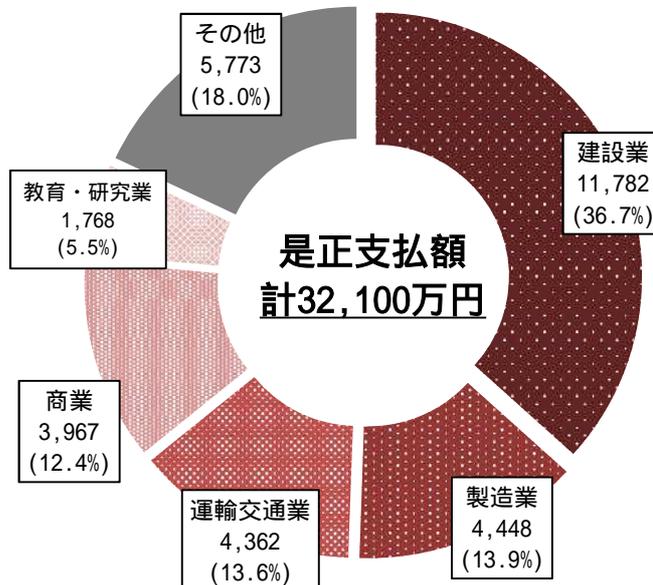
12万円



() その他の内訳

接客娯楽業	269	(10.3%)
建設業	221	(8.5%)
教育・研究業	127	(4.9%)
その他の事業	132	(5.1%)

業種別の是正支払額（単位：万円）

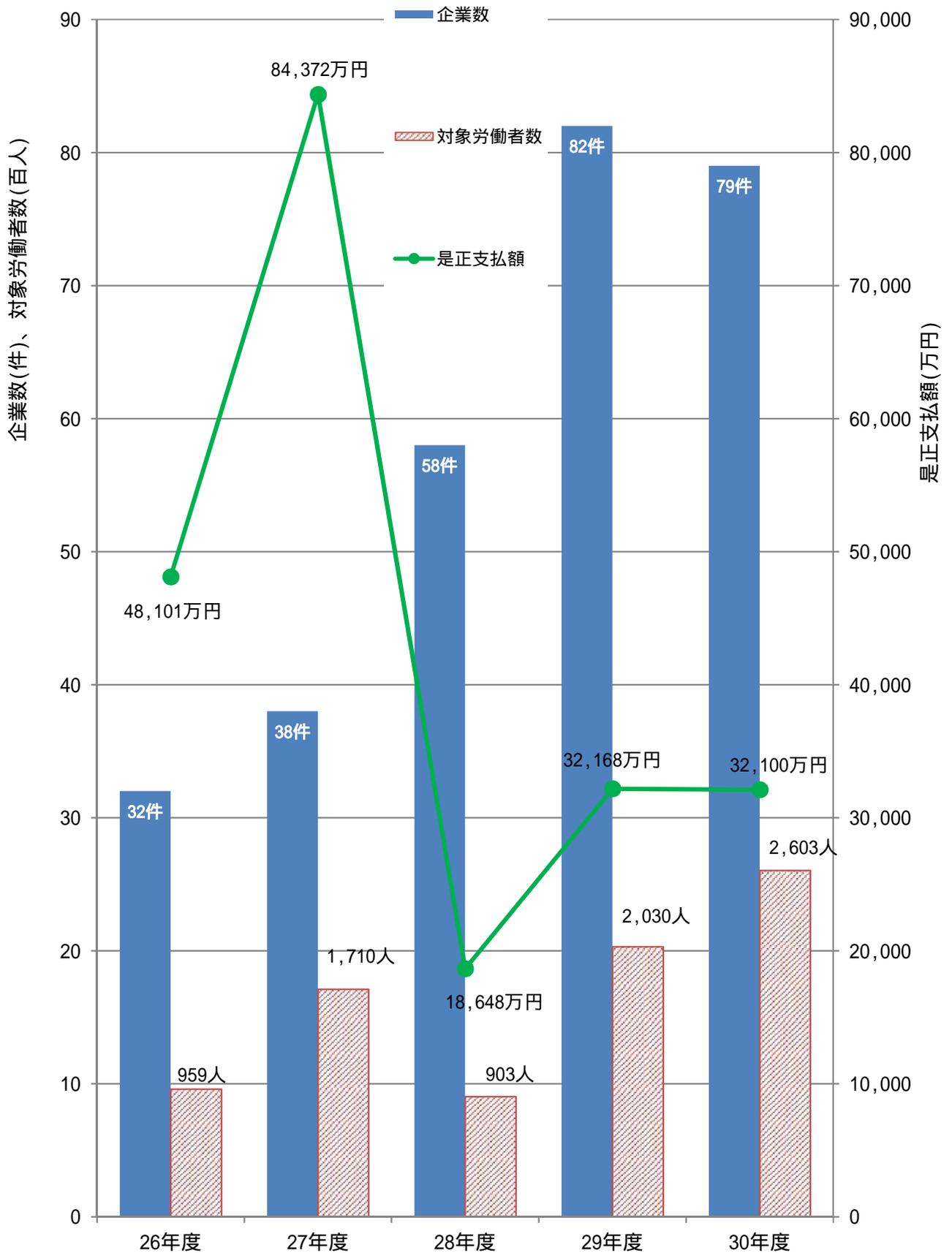


() その他の内訳

清掃・と畜業	1,093	(3.4%)
接客娯楽業	1,067	(3.3%)
保健衛生業	608	(1.9%)
その他の事業	4,248	(13.2%)

(注) 対象事業は、北海道内の労働基準監督署・支署が定期監督及び申告に基づく監督を実施し、割増賃金の不払に係る指導を行った結果、平成30年4月から平成31年3月までの間に、1企業で合計100万円以上の割増賃金の支払がなされたもの

2 100万円以上の割増賃金の遡及支払状況（過去5年分）



3 賃金不払残業の解消のための取組事例

事例 1（業種：建築設備工事業）

賃金不払残業の状況

工事部門に配置されている労働者について、事業場外みなし労働を採用しているとして労働時間の記録に基づいて時間外労働の賃金が支払われていなかった。その結果、過去 7 か月間で総額約 8,000 万円に及ぶ時間外割増賃金が未払いとなっていた。

企業が実施した解消策

全社的に賃金不払残業に関する問題意識を共有するため、社内会議においてこれを議題に取り上げ、労働時間制度の理解を深めた。

また、就業規則の「みなし労働時間制」の適用範囲の改善を図り、実労働時間と向き合い、総実労働時間の削減を目指し、検討会議を定期的に行うこととした。

事例 2（業種：その他食料品製造業）

賃金不払残業の状況

諸手当を算入せず、月平均所定労働時間超で時間単価を算定しているほか、労働時間が把握可能な営業担当労働者に対し事業場外みなし労働を一律適用することにより、賃金不払い残業が生じていた。

企業が実施した解消策

事業場では、労働基準監督官の説明により、法令を理解し、適正に諸手当を算入し、月平均所定労働時間を基に時間単価を算定するようになった。また、過去に不足していた賃金を遡及して支払った。

さらに、事業場外みなし労働については、指導を受けて労働時間の把握が可能であるとして運用を廃止した。また、過去の労働について実態調査を行い、不払いの割増賃金を遡及して支払った。